



2021 年度 敬和学園大学  
教員免許状更新講習実施要項

敬 和 学 園 大 学

# 1 目的

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許状更新制が導入されました。

教員養成課程を設置する本学は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)(以下「免許法」という。)第 9 条の 3 に規定する免許状更新講習(以下「講習」という。)を開設し、教員免許更新制の目的である「最新の知識技能の修得」の場として、その役割を果たすものとします。

教員免許更新制の概要については、文部科学省HP「教員免許更新制 現職教員の方々へ」を確認してください。→ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/006/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/006/index.htm)

## 2 受講対象者

- (1) 免許法第 9 条の 3 第 3 項に規定する者のうち、平成 21 年 3 月 31 日までに教諭又は養護教諭免許状を授与された者で、以下に掲げる者
  - ① 昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日生まれ
  - ② 昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日生まれ
  - ③ 昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日生まれ
- (2) 平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて教員免許状を授与された新免許状所持者は、免許状に記載されている有効期間満了日から 2 年 2 ヶ月前の期間にある者

上記(1)及び(2)に加えて、「新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う免許法第 9 条の 2 第 3 項及び免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令(令和 2 年文部科学省令第 25 号)」,その他の理由により、修了確認期限、もしくは有効期限が延長されている方

※上記以外の方で、対象となる場合があります。詳しくは、文部科学省のホームページ、都道府県教育委員会にご確認ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/002/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm)

(ケース別手続きの流れ文部科学省 HP)

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/1223316148835.html>

(新潟県義務教育課 HP)

## 3 講習料

### (1) 講習料の額

講習 1 時間当たり 1,000 円とし、1 講習 6 時間で、合計 6,000 円とします。

### (2) 講習料の納入方法

受講の仮決定をされた方に、お支払いの案内をメール送信します。お近くのコンビニエンスストアでお支払いをお願いします。

支払い時に受け取った「払込受領書」は受講申込書に貼ってください。

### (3) 講習料の還付

既納の講習料は、還付しません。ただし、講習を全く受講しなかった方については、ご本人からの請求に基づき振込手数料を差し引いた講習料を還付できるものとします。

## 4 受講者の募集期間

一次募集期間：2021年4月1日(木)～4月23日(金)

二次募集期間：2021年5月7日(金)～5月28日(金)

※一次募集期間に定員に達しなかった場合に、二次募集を実施します。

## 5 講習の概要

### (1) 講習等日時

2021年8月10日(火) 9時15分～16時40分

### (2) 講習等時間割

受付時間 8時45分～9時15分

オリエンテーション 9時15分～9時25分

第1時限 9時30分～11時00分

第2時限 11時10分～12時40分

昼休み 12時40分～13時30分

第3時限 13時30分～15時00分

第4時限 15時10分～16時40分

※ 上記講習時間内に試験を実施します。

※ 学生食堂は営業しておりますが、一部の学生のみが出席する集中講義期間中のため、十分な対応ができない場合がございます。可能であれば昼食はご持参ください。

### (3) 講習実施場所

敬和学園大学（新潟県新発田市富塚 1270 番地）

※各講習の教室は当日案内いたします。交通については各自で会場までお越し下さい。

駐車場は無料で利用いただけます。

### (4) 講習内容

講習の名称	日程・教室	定員	講習の概要	担当講師
【選択】 共同学習で進めるアクティブラーニング	2021年 8月10日 (火) ・ S31 教室	80名	新しい学習指導要領にのっとった取り組みが始まっています。協同して学びを深めるアクティブ・ラーニングについて、基本原理や様々な技法をおさえると、実践的な授業の設計や運営が効果的になることが期待できます。この講習では、前半で校種にかかわらず目指す学習のあり方や目標論、他者との相互作用に関する基本原理などについて理解を深め、後半では校種に分かれて、発達段階に応じた活動指導の技法について情報交換や授業のプランニングに取り組みます。事前のご要望聴取の際に、既に授業に取り入れていらっしゃる方がいらっしゃれば、略案や資料を提供していただければ、当日の検討材料にもさせていただきます。	益谷 真 (人文学部 教授)

## 6 受講者の募集及び決定

### (1) 受講者の募集及び決定の手順

※下記は一次募集期間に応募いただく場合の日程です。二次募集を実施する場合は、別途お知らせいたします。

教員免許状更新講習管理システム(以下「システム」という。)を利用して受講者を募集及び決定し、手順は以下のとおりとします。システム(教員免許状更新講習コンソーシアム新潟)のアドレスは、<http://www.menkyokk-niigata.jp/>です。

- ① システムのアクセス権限を取得(受講希望者)
- ② システムに利用者情報を登録(受講希望者)
- ③ 受講の仮申込み(受講希望者)
- ④ 受講者の仮決定(本学) 5月7日(金)までにシステムにより通知します。
- ⑤ 受講料の振込み(受講希望者) 5月21日(金)までに振り込んでください。
- ⑥ 受講の本申込み(受講希望者) 5月21日(金)までに受講申込書を送付してください。その際、証明者記入欄に所属長から証明を受ける必要があります。
- ⑦ 受講者の決定(本学) 5月28日(金)までにシステムにより通知します。
- ⑧ 受講票の発行(受講者)

※【補足】システムの障害等により応募ができない方は、募集期間内に直接本学にお問い合わせください。

### (2) 受講の仮決定方法

- ① 受講の仮申込みを行った受講希望者が、受講予定人数を超えていない場合は、受講希望者全員を仮決定者とします。
- ② 受講の仮申込みを行った受講希望者が、受講予定人数を超えている場合は、受講者を次に掲げる区分の上位から優先して仮決定し、受講予定人数を超える区分において抽選により受講人数を調整し、仮決定します。
  - ア 新潟県内の教育機関に所属する方
  - イ 新潟県内に在住する上記ア以外の方
  - ウ 新潟県外に在住する方
- ③ 仮決定の通知は5月7日(金)までにシステムよりメールにて発信します。受講申請書は、システムを利用して発行してください。

## 7 受講者に対する事前の課題意識調査

免許状更新講習規則(平成20年文科省令第10号)(以下「規則」という。)第7条第1項に規定する講習の内容等に関する受講者の意識調査(原則として100文字以上400字以下)は、受講希望者がシステムで仮申込みを行う際に実施します。

## 8 講習の事後アンケート調査

規則第7条第2項に規定する講習の事後評価に係るアンケート調査は、全ての受講者を対象として講習ごとに当該講習の最後に実施し、調査結果は教員免許状更新講習コンソーシアム新潟のホームページで公開します。

## 9 欠席・遅刻及び補講の取扱い

- ① 原則として、遅刻・欠席・途中退席は認めません。
- ② 遅刻は、台風等の天候上の理由、公共交通機関の遅延等の正当な理由がなければ認めません。
- ③ 上記②の場合も含めて、出席時数が1講習当たり1時間以上不足している受講者については、当該講習の成績審査を行いません。

## 10 休講の取扱い

- ① 災害等により講習を開催できないと判断したときは、当該講習を休講（実施中における中止を含む。）とすることがあります。
- ② 上記①により休講とした講習は、原則として補講を行います。
- ③ 休講の連絡、補講の日程に関する連絡は、更新講習 Web ページや電話等の適切な方法で受講者へ連絡いたします。
- ④ 上記②による補講を実施できない場合又は補講を受講できない受講者には、当該講習の講習料を全額返還いたします。

## 11 受講許可の取消し

講習の受講を許可された方が次に掲げる事項に該当するときは、受講の許可を取り消すことがあります。この場合の講習料の還付については、上記3講習料の(3)講習料の還付に準ずることとなります。

- ① 講習の進行を妨げる行為があったとき
- ② 講師や他の受講者等に迷惑をかける行為があったとき
- ③ 著しく本学の名誉を傷つけたとき
- ④ 本学関係者に対し暴行、脅迫等の行為があったと認められるとき
- ⑤ その他本学が更新講習の運営上不適当と判断するとき

## 12 講習の修了認定

### (1) 修了認定の方法

- ① 講習の修了認定（以下「修了認定」という。）は、筆記試験（以下「試験」という。）による成績審査に合格した者に対して行います。
- ② 試験は、講習ごとに行うものとします。ただし、当該講習を担当する講師が必要と認めるときは、随時試験を行います。
- ③ 1講習6時間当たり1時間以上不足している方は、原則として受験資格を失います。

### (2) 成績審査の基準

試験の成績審査基準は、基本的に本学の成績基準（別紙のとおり）とします。

### (3) 不正行為

試験の際に受講者が不正行為をした場合は、当該講習の受験は無効とします。

### (4) 証明書

- ① 学長は、修了認定を受けた受講生に対し、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第73条の3に規定する証明書を交付します。
- ② 9月10日（金）までに交付します。

## 13 修了(履修)認定試験の個人成績の申請方法

### (1) 開示内容

2021 年度敬和学園大学教員免許状更新講習の修了(履修)認定試験における個人成績を本人に限り、請求に基づき開示します。

### (2) 開示方法

申請時に提出された返信用封筒により、開示内容を郵送(簡易書留)します。

### (3) 受付期間

該当する教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)第 73 条の 3 に規定する証明書が、受講者に到達した日の翌日から起算して 60 日を経過する日(その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日。)までとします。

### (4) 申請者及び受付方法

#### ① 申請者

申請者は本人とし、代理人は不可とします。

#### ② 郵送による申請受付

該当する教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)第 73 条の 3 に規定する証明書が受講者に到達した日の翌日から起算して 60 日を経過する日の本学到着分までとします。

※ 電話及び電子メールによる申請受付は、本人が特定できないため実施しません。

### (5) 申請書類 (郵送による申請書類)

ア 修了(履修)認定試験成績開示申請書(本学所定の用紙)

イ 開示を請求する講習の受講票(コピー不可)

ウ 返信用封筒(長形 3 号封筒に、本人の住所・氏名を記入し、郵便切手 404 円分(簡易書留料金を含む)を貼付したもの)

## 14 敬和学園大学の評価と点数について

敬和学園大学の成績は、次のように分類して評点・評価されます。

評価	合否	評価点	内 容
S	合 格	100～90 点	要求された程度を越えて優秀な成績
A		89～80 点	平均を越えた優れた成績
B		79～70 点	一応要求を満たす平均的な成績
C		69～60 点	合格と認められる平均以下の最低の成績
D	不合格	59～ 0 点	不合格とされた成績 途中で放棄した科目、課題未提出又は試験を欠席した科目 (0 点)

※ S、A、B、C の評価を得た方が合格、D の評価の方が不合格となります。

**お問い合わせ先**

敬和学園大学 教務課教務係

〒957-8585 新発田市富塚 1270

Tel. 0254-26-2514

Fax 0254-26-3646

[kyomu@keiwa-c.ac.jp](mailto:kyomu@keiwa-c.ac.jp)

様式 1

## 敬和学園大学 教員免許状更新講習 修了（履修）認定試験成績開示申請書

年 月 日

敬和学園大学長 殿

フリガナ	
氏 名	⑩
生年月日	年 月 日
連絡先 郵便番号	(〒 — )
住 所 電話番号	(Tel. — — )
メールアドレス	

私に関する敬和学園大学教員免許状更新講習修了（履修）認定試験の敬和学園大学教員免許状更新講習成績審査基準に定める評価について、次のとおり開示を申請します。

教員免許状更新講習名	受講者番号	開示内容
		成績評価
		成績評価

- ※ 1 本人確認のため、受講票または受講票の写しを同封してください。  
受講票を紛失した場合は、窓口にて対応いたしますので、ご連絡ください。
- 2 返信用封筒（本人の住所・氏名を記入の上、郵便切手404円分を貼付した長形3号（約12cm×24cm）を提出（同封）してください。

（申請者）

本人確認	1 受講票	確認欄
	2 身分証明書（ ）	
申請受理	年 月 日	



## 教員免許状更新講習講習料返還請求書

敬和学園大学長殿

年 月 日

(請求者)

フリガナ	
氏 名	⑩
生年月日	年 月 日
連絡先 郵便番号 住 所 電話番号 メールアドレス	(〒            -            )  (Tel.            -            -            )

私は貴学に教員免許状更新講習講習料を払い込みましたが、都合により教員免許状更新講習を受講しません(しなかった)ので、下記のとおり返還願います。

記

返還請求額	円
返還金振込 先金融機関	銀行・信組・信金・労金・農協 支店
預金種別	普通預金・その他 (            )
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

(注意事項)

- ① 預貯金口座の口座名義は、請求者ご本人の氏名のみを記入してください。
- ② 返還請求額から振込手数料を差し引いた額を振り込みます。

教員免許状更新講習講習料払込受領書貼付欄

- ① コンビニエンスストアで払い込んだ際の実受領書を貼り付けてください。
- ② 受講申込書を送付した方は、受領書の貼付は必要ありません。

切り取り線